

アスベストに対する労働者の防護に 関するドレスデン宣言

2003年9月6日 2003年欧州アスベスト会議

欧州上級労働監督官委員会 (SLIC) のイニシアティブによる労働においてアスベストを取り扱うことによるハザードに関するアスベストセッションは2000年にスウェーデン、スペイン、イギリス及びフランスで開催された。このセッションの報告書が2003年ドレスデンアスベスト会議を提唱した。また2003年には欧州連合 (EU) の改訂アスベスト指令が採択された。このような状況を踏まえて、ドレスデンにおける欧州アスベスト会議は、以下の宣言を作成する。

全EU加盟国と加盟予定国のすべて、欧州以外の諸国 (ブラジル、タイ及び日本)、欧州委員会、国際労働機関 (ILO) から、160名をこす参加者が会議に出席した。参加者は、国の監督官職を含む国の機関、社会パートナー、研究科学機関及び災害保険機関の代表たちであった。会議は、ほとんどの諸国においてアスベストが、今なお主要な発がん毒素であるという事実に注意を促すものである。アスベスト繊維によって引き起こされる疾患は、もっとも深刻かつ費用のかかる職業病である。西欧、北米、日本及び豪州の産業化諸国において、毎年、2万件のアスベストによる肺がん及び1万件の中皮腫が発生していると推定されている。* 過渡期の諸国及び開発途上諸国においては、すでに確立された市場経済より先、現在そのリスクはむしろ高く、過渡期の及び開発途上諸国では、今後2、30年間のうちに、アスベストが健康に対する「時限爆弾」であることを証明するであろうことは確実である。

欧州とその他の地域の27か国がすでに、労働者と一般公衆の健康を防護するために、アスベストの生産、取扱及び使用を禁止する必要性を見いだしている。これらの諸国においては、アスベスト消費は、無視できるレベルに減少している。それにもかかわらず、毎年、200万トンのアスベストがなお生産され、世界中の開発途上諸国では消費が増加しているのである。

会議は、とりわけアスベストを含んでいる建築物や産業用設備の改築、メンテナンスまたは修理との関連において、アスベストに対する防護が、労働安全衛生に関する欧州の取り組みにおいて重要な課題であり続けるであろうことを確言した。改訂アスベスト指令の採択は、EUの防護戦略を引き上げるものである。

労働災害数の減少させ、職業病予防を向上させ、教育を通じてリスクに対する注意喚起を改善し、法令の活用を改善し、また、革新的アプローチを促進することを企図した、2002-2006年欧州労働安全衛生戦略を実行するために、会議は、欧州委員会及び上級労働監督官委員会 (SLIC) に対して、以下のための行動をとることを求める：

- ・以下のためのガイドラインを作成する：
 - ・EU以外の諸国からのアスベスト含有物の輸入の予防を含め、法令の首尾一貫した履行及び権限ある機関による包括的なモニタリングを確保する；
 - ・産業用設備や建築物の使用、メンテナンス及び修理にあたって、アスベスト及びアスベスト製品の確認を助け、また、その存在に関する注意を高める；
 - ・アスベストの除去方法 (とくに粉じんの抑留や囲い込み、保護機器による) 及び、アスベストセメント製品、廃棄物の取扱方法に関するよい実践 [グッド・プラクティス] を奨励する；
 - ・人的要因や個々人の多様性を考慮に入れた、保護機器・衣へのアプローチを促進する；
- ・経験を共有し、医学的サーベイランスにより大きな首尾一貫性をもたらす (加盟諸国における既存のアプローチを考慮に入れる)；またとりわけ、曝露中止後の医学的サーベイランスの継続及び国の登録システム の確立を促進することを助ける。欧州職業病リスクとの改善と関連して、アスベスト疾患の認定に関する

手引きが提供されるべきである；

- ・アスベスト作業員及び労働監督官のトレーニングに関する委員会ワーキング・グループがまとめた既存のガイドラインを普及し、また、2006年までにその勧告を実行する；
- ・アスベスト除去の経済的側面をレビューし、また、効果的な防護を損なう危険手当への支払いをやめさせる；
- ・社会的パートナーとともに、2006年中に、指令の履行をサポートする欧州キャンペーンを開始する；
- ・アスベストに汚染された廃棄物の、第三国に対する輸出をやめさせる。

会議は、加盟国・加盟予定国及び各国の社会パートナーに対して、以下のことを求める：

- ・労働現場におけるアスベスト曝露に対する労働者の防護を、優先課題とする；
- ・アスベスト防護に関して、国の労働監督官の諸活動と他の国の部署または機関の諸活動との連携を強化する；
- ・アスベストに関与する企業の効果的なモニタリング及び企業に対するアドバイスを確保する；
- ・労働者及び監督官自身の健康の防護の双方に関して、労働監督官のトレーニングに特別の注意を払う；
- ・アスベストを取り扱う労働者が資格を持ち、適切に訓練されていることを確保する；
- ・必要な社会的基盤 [インフラストラクチャー] サービス、及び、アスベスト・ハザード及び関連する健康サーベイランス、職業病の診断、及び適当な場合には治療に関する医師の能力を確保する；
- ・経済の循環からアスベスト及びアスベスト製品を根絶し、また、アスベストをより有害性の少ない製品に代替することを意図したあらゆる措置に着手及び支援する。

会議は、ILO に対して、以下のことを求めよう：

- ・ILO 第 162 号条約を、それ以下に引き下げてはならない最低基準として、批准及び実行することを加盟国に促進することを継続する；
- ・アスベストのマネジメント、コントロール及び労働・社会環境からの最終的根絶のための、国の行動計画を策定することによって、加盟国を援助する；
- ・欧州委員会と協力して、アスベスト含有製品、アスベスト代替品、及びアスベストのマネジメント根絶のためのよい実践の、国際的データバンクを確立する；
- ・アスベストの使用を根絶するためのよく管理されたプロセスのための手引きを提供・支援するために、他の国際機関（世界保健機関（WHO）や世界銀行等）及び NGO（国際法科学協会（ALI）や国際労働衛生会議（COH）等）と協力する。

アスベストに関連した健康リスクを撲滅することは、欧州の経験を普及し、それを他の諸国のニーズに適合させるということの意味している。2003年欧州アスベスト会議は、究極の目標は、アスベストの生産・使用の地球規模での禁止であるという確信を表明するものである。

* コンセンサス・レポート：アスベスト石綿肺及びがんの診断及び原因特定のためのヘルシンキ・クライテリア。

2003年9月3-6日、ドイツ・ドレスデンで開催された2003年欧州アスベスト会議で採択された宣言である。原文は <http://www.asbestkonferenz2003.de/> で入手できる。この会議では、各国の最新状況の報告（スペイン、フランス、スウェーデン、ドイツ、イギリス、オランダ、ギリシャ、ポーランド、ブルガリア、ラトヴィア）のほか、既存アスベストの確認及びメンテナンス、吹き付けアスベスト除去のよい実践、法令監督執行、職業健康管理及び疫学、初回及び上級トレーニングというテーマでワークショップも行われており、報告のかなりの部分の抄録がウェブサイトから入手できる。

決議：カナダのアスベスト：世界的関心

2003年9月13日 カナダ・アスベスト会議

序文：

アスベスト曝露に起因する疾病及び死亡の国際的な流行が、数十年間にわたって猛威を奮ってきた。西洋諸国が、国レベルのアスベスト使用の禁止（アモサイト、クロソライト及びクリソタイルを含む）の実行によって、有害な曝露をコントロールしようとするにつれて、世界のアスベスト生産者たちは、開発途上国の消費者にねらいを定めてきている。

カナダは、現在世界第2位のクリソタイル（白石綿）輸出国であり、仮に防衛措置があったとしてもわずかであって、十分なトレーニングを受けず、情報も提供されない労働者によって使用される諸国に、一級（クラス1）の発がん物質を送っており、それらの労働者は医学的治療や疾病休暇を受ける機会も少ない。たとえカナダのアスベスト関係者が、クリソタイルは「管理された状況」のもとで安全に使用できると主張し続けていても、カナダは、その生産するアスベスト全体の95%以上を輸出しているであり、批評家は、カナダの管理使用原則は、自国で使用するには有害すぎる物質の輸出から利益をあげるための偽善的な策略であるとしている。このダブル・スタンダードを主唱することによって、カナダの関係者は、消費国における職業的及び環境的レイシズム（差別主義）を助長しているのである。

決議：

アスベストによる死亡者数の増大に鑑みて、会議：カナダのアスベスト：世界的関心の参加者は、カナダの連邦及び地方政府に対して、アスベスト産業に対する支持を中止し、1980年代中盤以来世界のクリソタイル擁護を画策している、モンドオールに本拠を置くアスベスト研究所からの財政的及び政治的支援を撤回することを要求する。また、カナダ政府は、アスベストの使用及び輸入の世界的禁止に速やかに加わる決断をすべきである。さらに、カナダ政府は世界的にアスベスト産業を持続させるのに指導的な役割を果たしてきたがゆえに、カナダのアスベストが使用されてきた諸国の労働者とその家族、地域社会に対してなされた危害についての責任を引き受ける決断をすべきである。この責任には、アスベスト被災者の健康のために必要な財源及び補償を提供すること、及びカナダのアスベストを利用している産業に雇用されている労働者の公正移行を援助することが含まれる。会議は、地球的規模におけるアスベスト禁止のための国連の取り決めに向けた交渉のプロセスを開始する決意をすべきである。この取り決めは、国連環境計画（UNEP）の枠組みにおいて議論されることになる。

勧告：

われわれは、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、国連（UN）、欧州連合（EU）及びすべての国の政府に対して、以下の勧告をする。

- ・アスベスト禁止：すべての種類のアスベストの使用は、先進国及び開発途上国において禁止されるべきである。インドにおいてアスベスト・セメント製品製造業協会によって「クリソタイルの美徳」が喧伝されるといった、産業界のプロパガンダに対抗するために、より安全な代替品に関する客観的な情報が必要である。カナダの影響力はこれまで、他の諸国においてアスベスト禁止に反対する努力に向けられてきた。カナダの複数の権威は、苦境にある地元のアスベスト産業に新たな販路を生み出すため、道路修復用のアスファルト混合物にアスベストを利用することを奨励している。
- ・リスクの最小化：国中のインフラストラクチャーのアスベスト含有製品にラベル表示を、義務づけるべきである。
- ・承認された手順を策定するために、メンテナンス、改修、解体工事におけるアスベスト曝露を最小化させる知

識技術をもつ専門家及び労働者の全国的な集まりを、召集すべきである。これらの手順は、義務づけられなければならない。

- ・アスベスト含有廃棄物の廃棄のための手続に関する調査研究が必要である。すべての国が、アスベストを有害廃棄物に分類してバーゼル条約を批准すべきである。
- ・ILO及びWHOは多くの諸国がアスベストの禁止を決定していることを踏まえて、その「クリンタイル」に関する勧告(国際化学物質安全性計画(PCS)環境保健クライテリアNo.203:クリンタイル・アスベスト、1998年)を採用すべきである。
- ・ILO及びWHOは多くの諸国がアスベストの禁止を採用していることを踏まえて、ILO第162号条約(1986年採択)やクリンタイル・クライテリア203などのアスベストに関連した措置の最新化を促進すべきである。
- ・注意の喚起:アスベストのハザードに関する注意喚起のためのキャンペーンを、一般公衆及び曝露部門の労働者の間で実行すべきである。労働組合やNGOは教育のプロセスにおいて、きわめて重要な役割を果たす。医学専門家は、これらの諸問題に関する知識を普及する、倫理的義務を負っている。
- ・情報:より安全な代替品に関する情報及びノン・アスベスト技術の実施に関する各国の経験は、共有し合われるべきである。アスベスト・セメント製品はアスベストの全使用量の90%を占めており、代替材料に関する正確かつ紐付きでない情報がもっとも重要である。ILO及びWHOはこうした課題に関する資料を作成し、普及すべきである。
- ・調査研究:アスベスト関連疾患の診断及び治療に関する研究及び実行のための、資金援助が緊急に求められている。
- ・アスベスト関連疾患に係る現状の問題点をモニタリングし、疫学的将来予測を最新化し、曝露した人々の医学的サーベイランスを実行することが、緊急に必要である。全国的中皮腫登録の確立に、優先順位が与えられるべきである。
- ・補償:傍観者曝露によるものを含めた、アスベスト関連疾患の被災者に対する法令または手続が定められるべきである。政府は、使用者が実行しない場合には、医学的サーベイランスの改善に、積極的な役割を果たさなければならない。
- ・公正移行:アスベスト禁止の導入が労働者から職を奪うことになる場合には、影響を受ける労働者及び地域社会の収入、雇用及び福祉を守るために、「公正移行」方針(カナダ労働組合会議の公正移行方針を踏まえて)が採用されなければならない。カナダのアスベスト産業から職を失うすべての労働者に年金を保障する措置が講じられるべきであり労働者とその家族たちに医療保障が提供されるべきである。また、この年金を失うことなく、元労働者が職に就き、また職を選ぶことができるようにすべきである。彼らの経験は、影響を受けた建築物及び区域の除染作業に、よい影響をもたらす可能性がある。
- ・アスベスト多国籍企業の企業責任:アスベスト使用に関与した企業は、民事上及び刑事上双方の責任を負うべきである。多国籍企業による、産業化諸国と開発途上国における、労働者、消費者及び一般公衆に対する取り扱いにかかる二重基準(ダブル・スタンダード)の適用は、明らかにされ、かつ改められなければならない。アスベストの採掘及びアスベスト製品の流通に関与してきた多国籍企業は、アスベスト被災者の補償及び汚染区域の除染にかかる責任を受け入れるべきである。
- ・多くの開発途上国において、多国籍企業は、非情で権力を持った地元の企業に、アスベストに関する利益を売り渡している。ILO及びWHOは、各国政府と協力しつつ、直接にアスベスト問題を取り上げるべきである。

2003年9月13日にカナダ オタワにて採択

原文は近日中に、<http://www.btinternet.com/> ibasで入手可能になる見込み。